立地基準及び一般基準の一覧表

【立地基準】

農地区分	要件	許可の方針
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において 農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内において ・農業公共投資後 8 年以内の農地 ・集団の内で高性能農業機械での営農可能な農地	原則不許可 ただし土地収用法認定事業等公益性の高い事業(第 1 種農地の場合を更に限定)の用に供する場合等は許可
第 1 種農地	・集団農地(10ha 以上まとまっている) ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可 ただし土地収用法対象事業等公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第 2 種農地	・農業公共投資の対象となっていない 小集団の生産力の低い農地	第 3 種農地に立地困難な場合等に許可 転用申請の際は申請地以外の代替地がないことを示す書類を添付すること
第 3 種農地	・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある農地（都市計画区域内用途区域内）	原則許可

【その他注意事項】

・転用したい農地が農地転用できるかどうかの確認は農業委員会事務局のメールアドレス(次ページ下部に記載)宛てに当該農地の地番、面積等の農地を特定する情報を記載して送信して下さい。転用目的及び農地の場所によって一定の基準が異なります。

・転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしています。

立地基準及び一般基準の一覧表

【一般基準】

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>一般基準要件</th></tr>
<tr><td rowspan="2">共通事項</td><td>事業実施の確実性</td><td>・資金力と信用があるか
・転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか
・遅滞なく転用されるか
・他法令による許認可が得られる見込みがあるか</td></tr>
<tr><td>被害防除</td><td>・土砂の流出・崩壊等災害を発生させる心配がないか
・周囲の営農条件に支障がないか</td></tr>
<tr><td colspan="2">自己用住宅または
建売住宅の建築</td><td>①建築面積が概ね 500 ㎡以下
②建ぺい率が 22%を超えること

参考:建ぺい率の計算方法（※ 山口県農地法関係事務処理要領より抜粋）

$\frac{(\text{住宅部分水平投影面積})+(\text{車庫面積})+(\text{倉庫面積})}{[\text{全体面積(一体利用地含む)}]-(\text{取付道路}+\text{法面等})} \times 100$</td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽光発電設備の設置</td><td>①パネルの水平投影面積が概ね 30%を超えること
②田布施町における、田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に沿って、地元との事前協議が済んでいること
※田布施町では令和 2 年 7 月より田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱を制定しました。申請を行う際は田布施町太陽光発電設備計画届出書(様式第 1 号)及び太陽光発電設備設置事業地元自治会等説明結果報告書(様式第 5 号)の写しを併せて提出して下さい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用資材置場の設置</td><td>①新たに資材置場を必要とする理由が明確にされていること
②設置する資材置場に置く資材の種類及び数量が明確にしていること</td></tr>
</table>

【その他注意事項】

・許可を受けられる期間は最長 2 年間ですが、事業目的と事業完了までの期間が適正かどうか審査します。

・転用許可を受けた事業主体、事業計画、許可期間いずれかが変更となる場合は事業計画変更申請が必要です。

・許可内容と異なる事業が実施され、事業計画変更申請がされていない場合、許可を取り消すことがあります。

お問い合わせ
田布施町農業委員会
TEL:0820-52-5805
FAX:0820-53-0140
nourin@town.tabuse.yamaguchi.jp